
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 407 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 407 回企業会計基準委員会（2019 年 4 月 25 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応案について

質問 2（適用範囲に関する質問）

2. リース取引から生じる債権債務を対象範囲に含めることについて、時価算定会計基準が非金融商品には適用されないことを理由としているが、本コメントはリース資産等ではなくリース債権債務を問題としているため、理由として適切ではない。
3. リース取引から生じる債権債務の取扱いについては、リース会計基準の見直しのプロジェクトの中で検討することも考えられる。

質問 3（時価の定義に関する質問）

4. 「活発な市場」や「観察可能」といった用語の明確化を求めるコメントについて、IFRS 第 13 号との差異を設けることに対する懸念のみが対応案として示されているが、まずは現在の定めが明確であるかどうかの評価を行った上で、対応案を検討すべきである。仮に IFRS 第 13 号との整合性を重視し、明確化を行わないのであれば、不明確さを解消するために準備期間を十分に設けるべきである。
5. 期末前 1 か月の平均価格に関する定めの特例について、もし算定日に秩序ある取引が行われていない場合には、期末前 1 か月の平均価格の使用を認めることも考えられる。
6. 期末前 1 か月の平均価格に関する定めの特例については様々な意見が聞かれており、再考の余地もあるのではないかと考える。
7. 期末前 1 か月の平均価格に関する定めの特例について、現預金や借入金であっても貸借対照表価格として期末日の残高を用いており、平均残高の使用は認められてい

ない中で、その他有価証券にのみ平均価格を認めることの理由に乏しい。

質問 4（時価の算定単位に関する質問）

8. 設例等を求めるコメントに対して、IFRS 第 13 号への解釈を示すとの誤解を与える恐れがあることを理由に修正しないとしているが、設例が無いことに関する評価を記載すべきである。

質問 5（時価の算定方法に関する質問）

9. コメント対応案の中で一般的な重要性の考え方について記載されているが、最終的に公表されるコメント対応表にもこの考え方を記載すべきである。

質問 7（市場価格のない株式等の取扱い）

10. 市場価格のない株式等の範囲については、取得原価で評価することの目的適合性と関連させた納得できる説明をお願いしたい。

質問 8（開示に関する質問）

11. 金融業と非金融業で開示を分けることを検討したうえで適切ではないとの結論に達したとのことであり、開示の要否を企業が重要性で判断することにせざるを得ないと思われる。公開草案でも網羅的に開示する必要はなく重要性で判断することを強調してはいるものの、追加的な工夫ができないか検討して欲しい。
12. 製造業(1)の開示例を削除することにより、現行の開示では不十分であるという誤った理解が伝わらないようにしていただきたい。
13. 期首から期末までの調整表において購入・売却などに純額表示を認めることに対して、日本アナリスト協会の議論では、強い反対意見があった。純額表示により失われる情報が多いためである。議論の前提には、純額表示できるのであれば総額でのデータを所有しているのではないかという推測があった。総額表示に伴う作成コストの増加があるのであれば、コメント対応表に説明を加えていただきたい。
14. 期首から期末までの調整表における購入・売却などの表示について、純額表示であれば期首残高、期末残高、振替額から逆算できるのに対し、総額表示では期末時点

でレベル3となる金融商品について期中の動きを全て把握する必要があり、新しい実務の構築が必要となり、作成コストが著しく増加すると作成者から聞いている。仮に総額表示を検討するのであれば、総額表示による追加的なベネフィットを明らかにすべきである。

質問 11 (その他)

15. 対応案(2)における重要性の原則は一般的な原則であるため、特に明示しないとの案はもっともだが、実務においてポイントとなることを改めて認識して議論していくべきものである。
16. 会計監査の現場においては、注記及び追加情報の重要性について慎重な方向で扱われる傾向にある。その背景の1つとして、注記情報の用途が理解されていないため、注記が不要であるとの判断が困難なことがあると考えられる。そのため、注記情報をどのように利用するかについて作成者や監査人に共有いただけることは、非常に意味があると思われる。

全体に関して

17. 本日の議論の対象ではないが、適用時期が最も大きな論点であり、適用までの期間が短いことにより運用にばらつきが生じるようなことは避けるべきであり、そうした観点からも適用時期について検討していただきたい。

以 上